

議 案 第 25 号

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

年末年始勤務手当を廃止するため、本条例を制定するものである。

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年摂津市条例第28号）
の一部を次のように改正する。

別表中6の項を削り、7の項を6の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年12月29日から令和10年1月3日までの間に勤務した職員に対しては、改正後の摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の年末年始勤務手当を支給する。

(1) 令和8年12月29日から令和9年1月3日まで 日額 平均時間外勤務手当
単価の3時間分

(2) 令和9年12月29日から令和10年1月3日まで 日額 平均時間外勤務手
当単価の2時間分